

經濟論叢

第136卷 第4号

大野英二教授記念號

| | | |
|--------------------------------|---------|-----|
| 献 辭 | 山 田 浩 之 | |
| J. ハーバーマスにおける批判的社会理論の 倫理的基盤 | 平 井 俊 彦 | 1 |
| 競争・独占・独占禁止法 | 越 後 和 典 | 22 |
| 1932年のアニェリ提言をめぐる覚書 | 丸 山 優 | 39 |
| 19世紀末ドイツのオリエント認識 | 杉 原 達 | 60 |
| 第一次大戦期ドイツにおける住宅政策の展開 | 後 藤 俊 明 | 80 |
| 日中戦争前中国安徽省における茶統制政策 | 川 井 悟 | 111 |
| リッカーとランプレヒト論争 | 奥 田 隆 男 | 130 |
| 中世イングランドの铸貨 | 本 山 美 彦 | 149 |

大野英二 教授 略歴・著作目録

昭和60年10月

京 都 大 学 經 濟 學 會

競争・独占・独占禁止法

——新オーストリア学派の見解——

越 後 和 典

ま え お き

本稿は新オーストリア学派¹⁾の競争観・独占観、およびその論理的帰結ともいべき独占禁止法（反トラスト法）観のエッセンスと思われる部分を紹介することを目的とするものである。

周知のように、今日、世界の大多数の経済学者は、独占禁止法を市場経済をささえる枠組みの重要な部分を形成している法律であると評価し、それぞれの国の現行法に対して多少の不满をもちあはすことはあるとしても、この法律を基本的に支持すべきは当然であると考えている。

ところが、このような経済学者の支配的な見解とは反対に、新オーストリア学派に属すると思われる論者の多くは、独占禁止法をそれがたんに不必要であるというにとどまらず、競争と市場経済にとって有害であると考えてるのである²⁾。

市場経済に対して、リップ・サービスを惜まない現代の主流派経済学者と、リベルタリアン（自由至上主義的）³⁾と呼ばれる学派の一部を形成するフライ

1) 新オーストリア学派とは、Ludwig von Mises、および Friedrich A. Hayek と、彼らの流れを汲むオーストリア学派の最新世代に属する学者たちを指す。アメリカでは L. Lackmann, I. Kirzner, M. Rothbard, W. Block, J. B. Egger, R. W. Garrison, W. Grinder, G. P. O'Driscoll, Jr., M. J. Rizzo, D. Armentano, イギリスでは、G. L. S. Shackle, B. Loasby, A. Goddington, G. F. Thirlby, J. Wiseman, S. C. Littlechild, W. D. Reekie などが代表的である。

2) とくに以下の著作はこのような評価を鮮明に打出している。D. T. Armentano, *Antitrust and Monopoly*, 1982, passim; A. Shenfield, *Myth and Reality in Antitrust*, 1983, passim; M. Rothbard, *Power and Market*, 1970, pp. 59-60.

3) Libertarian の日本語訳について、ロバート・ノージック『アナーキー・国家・ユートピア』¹⁾

ブルグ学派などが独占禁止法の役割を高く評価し、中にはこの法律を「経済憲法」などと称している者も少なくないのに対し、自由と市場経済支持に関しては志を同じくするのみならず、その最も熱烈な唱導者であるはずの新オーストリア学派が、独占禁止法をこのように否定的に評価するのは、注目に値する事実といわねばならない。しかも私見によれば、新オーストリア学派の競争・独占および独占禁止法に関する見解には首尾一貫性がみられ、傾聴に値する真理が含まれているように思う。

そこで以下では、主流派経済学の見解と対比しつつ、競争・独占および独占禁止法についての新オーストリア学派の見解を順次紹介・検討したいと考える。

I

新オーストリア学派の競争に対する基本的な考え方を最も鮮明に表現しているのは、ハイエクとカーズナーであろう⁴⁾。その特徴は、これを新古典派経済学の価格理論ないしその応用部門である産業組織論に見られる競争の理解と対比することによって、明らかとなる。

新古典派経済学の価格理論で取扱われる競争は、日常的な競争の用語法、すなわち市場における企業間の対抗・角逐を意味しない。それは完全競争ないし純粋競争に近い市場構造または市場状態を意味している。正確には個々の売手の対面する需要曲線が水平的であるような状態を完全に競争的というのである。

ところで完全競争の成立には、①原子的な市場構造であること、②市場への自由参入が可能であること、③市場参加者が完全知識を有すること、の三条件が必要であるといわれている。しかしそのような条件は現実の市場には存在しないから、実際には完全競争は成立しない。現実には存在するのは、不完全競争

\(木鐸社)の訳者、嶋津格氏は「自由尊重主義的」という訳語をあてているが、私はむしろ「自由至上主義的」とした方がよいように思う。

4) Cf., F. A. Hayek, *The Use of Knowledge in Society* (in his *Individualism and Economic Order*, 1948, Midway Reprint 1980, pp. 71-79); I. M. Kirzner, *Competition and Entrepreneurship*, 1973, *passim*.

市場（独占的競争・寡占・独占の各ケース）であって、そこでは多かれ少なかれ市場の失敗が不可避的である。すなわち、完全競争に比べて資源のミス・アロケーションが発生する。そこでこれを是正し、最適配分に近づけるには、完全競争成立の条件に現実の市場の諸条件をできるかぎり接近させる必要がある、という認識が生まれる。

この場合、産業組織論が完全競争にできるかぎり近似する実現可能にして望ましい競争を有効競争と呼び、それを可能にする市場構造を、有効競争的市場構造、この構造の下での企業の市場行動を有効競争的市場行動、そしてそのような市場行動によって生まれる市場成果を有効競争的市場成果と呼ぶことは周知のとおりである。ベイン流の産業組織論の常識では、完全競争の市場成果に近似する有効競争的市場成果を実現するために、現実の市場構造・行動を有効競争的なそれに改変する産業組織政策が必要であり、独占禁止政策はその最も重要な手段である、とされるのである⁵⁾。

さて、このような主流派経済学の競争論に対して、ハイエクの競争論は全く異質である。彼の競争論の核心は、競争を「発見の手順」あるいは「発見の過程」(discovery procedure)として把握する点にある。彼によれば、いわゆる近代経済理論は、その出発点から競争過程の性格を正しく評価する方法を妨げている。けだし、それは稀少資源の所与の供給という仮定から出発するからである。しかし、一体どの財がどれほど稀少なのかは、正確には競争が発見すべき事柄ではないか、というのである。「近代競争的均衡理論は、競争過程の効果として説明されるべき状態を存在するものとして仮説してしまっている。」⁶⁾

たとえば、完全競争論が市場参加者の完全知識を前提していることは前述した通りであるが、この出発点において所与とされた完全知識、すなわち、ある

5) 以上の有効競争論と独占禁止政策論の位置づけについては、J. S. Bain, *Industrial Organization*, 1959, 2nd ed., 1968 宮沢健一監訳「産業組織論」上・下、昭和45年、序章・第1章・第13章・第14章を参照されたい。完全競争論とその批判については、拙稿、競争の概念、「彦根論叢」第218号、昭和58年1月、を参照されたい。

6) Hayek, *op. cit.*, p. 94.

商品を最低費用で生産する方法とか、消費者が需要する財・サービスの種類や、支払う用意のある価格等についての正確な知識は、競争過程を通じてはじめて発見されうるものなのである。もし市場参加者が完全知識を持っておれば、競争は必要ではなく、それは全くの浪費的な過程といわざるをえない。ハイエクはこのように論じる。

ところで、ハイエクが以上のように競争を知識の「発見の手順」であるというとき、その知識とは、個人の間広く分散している「特定の時・場所」、すなわち特定の状況についての科学的知識と呼ぶことのできない非体系的な知識をも含むことに注意せねばならない。非体系的な知識とは、ある機関がこれを調査して中央計画当局にそれを伝達し、中央計画当局が何らかの方法でそれらを総合し、その情報にもとづいて指令を発するという方法で利用することが不可能な知識という意味である。無数の経済主体（市場参加者）の間に分散しているこのような知識を社会的に動員し、これを活用できるのは、ミーゼスになってハイエクがカタラクシー (catallaxy) と呼ぶ競争の生み出した自発的秩序 (spontaneous order) のみである⁷⁾。ここに計画経済にまさるいわゆる市場経済の特質がある、とハイエクはいうのである。さて、ハイエクのこのような競争観を継承し、ハイエク的な意味での競争過程をその担い手である企業家の役割との関連で、さらにいっそう深く解明することに成功したのはカーズナーである⁸⁾。

カーズナーもハイエク同様、市場参加者が不完全な知識しかもっていないと想定する。完全な知識をもっていないということは、市場参加者の個別的な計画が相互に十分にかみ合っていないという意味で、市場に不均衡が存在すると

7) カタラクシーについては以下を参照されたい。L. Mises, *Human Action*, 1949, 3rd. Revised ed., 1963, passim, especially pp. 232-256; Hayek, *Law, Legislation and Liberty*, 1976, vol. 2, pp. 107-109; Hayek, *New Studies in Philosophy, Politics, Economics and the History of Ideas*, 1978, pp. 90-92.

8) カーズナーの競争論については以下を参照されたい。拙稿、企業と市場—理論的展望(1)(2)、「季刊現代経済」第14号、昭和49年9月；第17号、昭和50年3月。及び拙稿、企業家について、「彦根論叢」第231号、昭和60年3月。

いうことを意味するのであるが、この不均衡を均衡に向わしめるところに企業家の役割がある、とカーズナーは考える。

カーズナーはミーゼスの名著『人間行為論』を援用しつつ、企業家の本質的要素が従来気づかなかった潜在的に価値ある目標、知覚されていなかった資源に向って常に発揮される機敏性 (alertness) という性向にあると考えるが、市場過程は、そのもてる知識を活用して不均衡を機敏に察知する市場参加者が、他の市場参加者よりも魅力的な機会を市場に提供することによって、相互に他を凌駕しようとする間断のない競争を展開することを通じて進展する。だからハイエク的な知識の社会的な動員過程は、市場参加者のいわば企業家精神の発揮によって進展すると考えてよい。この意味で市場過程は競争過程であり、その本質は企業家的である、とカーズナーはいうのである。

さて、このような競争観にたてば、市場構造が原子的であるか否かなどは、競争的であるか否かを判断する基準とはなりえないことに気づくであろう。たんに市場集中度のみでなく、市場構造ないしその変化そのものが、競争の有無・強弱や経済的厚生に関して先験的に何も語らないと考えられるのである。

競争とは市場参加者による企業家精神の発揮過程をいうのであるから、特定の財・サービスの生産分野への参入を法律によって禁じられている場合には、その分野で企業家精神を発揮することは不可能である。そこでは競争は有効に妨げられることになるが、このケース以外に企業家精神の発揮が妨げられることはありえない。カーズナー的な意味での競争が確保されるためには、政府によって妨害されない市場であれば十分である、ということになる。

また、競争は量ではなく過程であるから、その程度・強弱を論じることは無意味である。さらに競争が果して社会的に効率的であるかどうかを論じることも、競争の本質についての無知を示す以外の何ものでもない。既述のようにハイエクは、競争を「発見の手順」とみるのであるから、この立場からは競争が効率的であるかどうかは、これを科学的に確認することができない。「もしわれわれが競争という手段によって発見せんとする事実を知らないとするなら

ば、われわれは、発見されるかも知れないそれら事実の発見において、競争がいかに効率的でありえたかを確かめることはできない⁹⁾ということになる。

産業組織論でいう有効競争の概念は、このような視点からは全く恣意的であり、殆んど無価値であるといわざるをえない。まして、有効競争のと称する恣意的に設定された市場成果を実現するため、企業の行動を規制したり、企業の市場構造上の地位に変更を加えるような独占禁止政策を含む産業組織政策は、その発想において、ハイエクの批判する設計主義的合理主義¹⁰⁾の誤りをおかしていると考えてよい。そのような政策は、ハイエクのいうカタラクシーの性能を損傷せずにはおかないであろう。

II

以上に述べたような新オーストリア学派の競争観にたてば、いわゆる独占はどのように理解されることになるだろうか¹¹⁾。

カーズナーとともに最近の新オーストリア学派を代表すると目されるロスバードによれば、三通りの独占者の定義が考えられる¹²⁾。第1は、ある財の唯一の売手を指し、第2は、特定の生産分野を特定の個人またはグループのために留保するという内容をもつ国家による特権の供与によって、他の者がその分野へ参入することを禁じられている状態を意味する。第3は、独占価格を実現しえたものを独占者とみなすという定義がそれである。

本節ではこのうち第1と第3の定義についてまず検討し、その後、第2の定義を検討する。第1の定義は、市場構造的視点から、独占を当該財・サービスの唯一の売手（寡占は少数の売手）と規定するのであって、この規定は常識的ではあるが、同一財・サービスの限定という難問を含み、恣意的判断を避けが

9) Hayek, *Competition as a Discovery Procedure* [Hayek (1948) Midway Reprint (1980), *op. cit.*, p. 180.]

10) ハイエクの設計主義的合理主義に関しては、古賀勝次郎「ハイエクの政治経済学」昭和56年、154ページ以下が参考になる。

11) 以下の議論については、拙稿、独占の概念、「彦根論叢」第227号、昭和59年8月を参照されたい。

12) Cf., M. Rothbard, *Man, Economy and State*, 1962, pp. 590-593.

たい。すなわち、資源や製品のもつ差別性に着目すれば、同一財・サービスの売手の範囲は狭くなり、極論すればすべての生産者をその有するユニークな資質に注目して、独占者とすることも不可能ではない。逆に、代替性に着目して広く定義すれば、殆んどすべての財・サービスに対して、多少とも代替性のある他財が存在するのが常であるから、独占は現実には殆んど存在しないことになる。

しかも差別化や代替性の程度は、その財・サービスが市場において消費者・ユーザーのテストを受けてはじめて判明するのであり、そのテストの結果も、消費者・ユーザーの嗜好や技術の変化によって不断に変化しつつあるのである。だから、たとえばその財の物理的特性といった比較的客観的な指標によって、第三者が同一財の範囲を限定することは、殆んど意味をなさない。さらに注意すべきは、かりに唯一の売手を明確にしえたとしても、この意味での独占者は、ハイエクのいう「発見の手順」ないし「発見の過程」としての競争からまぬがれうるものではないということである。けだし独占者といえども、完全知識をもっているわけではなく、情報は所与ではないからである。これを機敏に把握して状況に適切に対応するという企業家精神の発揮、すなわち競争が、上記の意味での独占のケースでも不可避的である。

次に第3の定義、すなわち、市場行動視点から、独占価格の設定というベヘンビアを示す者、あるいは独占価格を実現しえた者を独占者とするという規定はどうであろうか。この独占の定義は、ミーゼスもその主著でこれを肯定しているものごとくであるが、問題は独占価格とは何かを明確にしえない点にある。

ミーゼスは独占価格について、次のような同義反復的な定義を試みている。「独占者がより多くの供給量をより低い価格で販売することによってよりも、その製品のより少ない量をより高い価格で販売することの方が、より多い純収益を獲得できる条件の下では、独占がなかったならば実現しえたであろう潜在的な市場価格よりも高い独占価格が出現する」¹⁹⁾と。

これは要するに独占者ないし企業間のカルテルは、もし需要曲線が「競争価格」の点で非弾力的であれば、極大収益の点に達するまで生産量ないし販売量を制限し、価格を吊上げるだろうが、需要曲線が「競争価格」の点で弾力的であれば、独占者はより高い価格を実現するために生産量ないし販売量を削減しないだろうという考えを示すものと理解される。

このような独占価格の説明の最大の欠陥は、比較基準となる「競争価格」を識別できないことである。上記の説明では、売手ないし生産者は、彼の製品に対する需要曲線が、その点をこえると弾力的となるところまで供給量を制限し、価格を吊り上げるという仮説に依存している。しかし独占価格をそれと比較しうるような「競争価格」なるものがどこかに存在していたり、エコノミストが何らかの方法で客観的に算定できるようなものではないのである。

需要曲線の勾配は、売手ないし生産者の指令によって決定するものではなく、代替的な他財の購買を考慮する消費者の価値評価によってきまるのである。また何人もその形状を事前に正確に把握することは不可能であり、それはただ企業家的に推測されるほかない。あらゆる売手ないし生産者は、そうした需要曲線の推定によって、収入を極大化しうるような生産量ないし価格を設定しているのであって、そこに実現される市場価格が「競争価格」であるのか、独占価格であるのかを、われわれが識別できる筈はない¹⁴⁾。

このように、より多い純収入の入手を期待して供給の制限を行うというビヘイビアは、いわゆる独占者に固有なものではなく、経済人一般にみられる正常で普遍的なビヘイビアであるから、供給の制限という行為の外形から独占の存在を推定することも誤りといわねばならない。この点に関し若干の具体例をあげよう。

第1に、ある財の所有者（生産者）は、その財が次期に大きく値上がりすると予想するならば、当期の販売をさしひかえるであろう。これは誰でも行なう

13) L. Mises, *op. cit.*, p. 359.

14) Cf., Rothbard (1962), *op. cit.*, pp. 604-607.

供給制限であって、その供給制限者を独占者とは呼ばない。

第2に、ある財ないし資源の所有者は、その主観的な時間選好にもとづき自己の資産を売却しようとする。この場合、彼がもし将来に対してより低い割引率を適用するならば、より高い時間選好を持つ人に比べ、彼の販売の形は現在の市場へのより大きい供給制限という特徴を示すことになろうが、われわれは彼を独占者というだろうか。

第3に、売手ないし生産者は、市場へのそのサービスの供給を、そのために失うことになるレジャ-の価値を考慮して制限するだろう。われわれは、レジャ-選好の強い者を独占者というべきであろうか。こうした事例は供給制限というビヘイビアから独占を推定することが不可能であることを示している¹⁵⁾。

以上のように、独占の第1の定義も第3の定義も、ともに欠陥がある。残るのは第2の定義であるがこれはどうであろうか。新オーストリア学派のロスバードやアルメンターノは、この第2の定義こそが独占の有意義な定義であるというのである¹⁶⁾。国家が特定の個人またはグループに対して特権を供与し、それらの者のために当該分野への他者の参入を禁止ないし制限するならば、その分野において潜在的参入者が企業家的機敏性を発揮することは不可能となる。つまり競争が効果的に妨害されることになる。そしてこれこそが競争の反対概念としての独占である、というのである。

アルメンターノは、政府による参入の禁止ないし制限を法律的障壁 (legal barriers) と称し、これを自由な消費者の選択によって形成・維持される通常の参入障壁たる非法律的障壁と区別する。彼によれば非法律的障壁は何ら消費者の利益を損うわけではなく、資源のミス・アロケーションを発生させるわけでもない。しかし法律的障壁は、市場参加者の相互の有利な取引と個別的計画

15) Cf., W. Block, "Austrian Monopoly Theory—A Critique", *Journal of Libertarian Studies*, vol. 1, No. 4, 1977, pp. 271-279.

16) Cf., M. Rothbard (1962), *op. cit.*, 591-592; and Armentano, *op. cit.*, p.42, also Cf., Armentano, A Critique of Neoclassical and Austrian Monopoly Theory, in L. M. Spadaro (ed.), *New Direction in Austrian Economics*, 1978, pp. 108-109.

の自主的な調整を制限し妨害するわけであるから、消費者の利益を害することにならざるをえないという¹⁷⁾。

III

新オーストリア学派の競争観・独占観によれば、上述のように、法律的障壁を設定する政府こそが資源をミス・アロケートする独占の源泉であり、政府によって妨害されない市場では、いかほど売手（市場）集中度や参入障壁（非法律的）が高くても、競争の制限が生じたり、消費者の利益が損なわれたりすることはありえないとされるが、この点については、若干の解説を施すことが親切であろう¹⁸⁾。

政府による参入規制が存在しないにもかかわらず、高度売手集中が実現し、さらには、ある企業がある製品の唯一の供給者であるような、前節で述べた第1の意味での独占が出現する場合についていえば、このような状態が発生するのは、次のような事情によるものと思われる。

その第1は、他企業がその製品を生産することに全く魅力を感じないことである。たとえば、特殊な需要をみたすもので市場が狭く、他企業が競争的に生産するに値しないと判断しているような場合がこれである。あるいは、かつて競争的に生産されていたが、需要の減少や生産技術の変化によって、競争者が見切りをつけ、その生産から撤退してしまったようなケースがこれに該当しよう。このような場合には、独占的状态といっても、その企業はおそらく高利潤をあげようような価格を設定することが困難であろう。

第2は、他企業がその製品の生産のもつ潜在的有利性を既存企業よりも遅れて認識することである。逆にいえば、特定の一企業のみが企業家精神を発揮し、その製品の有利性を見抜く上で機敏であったということである。多くの近代産業の創成期には、このようなケースに該当する独占が支配的であったように思

17) Cf., Armentano, *ibid.*

18) 以下については拙稿、市場構造の意義、「彦根論叢」第219号、昭和58年3月に詳しい。

われる。しかしこのケースでは通常、独占の状態が一時的・過渡的であり、やがて多くの競争者の参入が発生することは、経済史の事実が教える通りである。おそらく、この種の独占者は、一時的には高利潤率を得るであろうが、その高利潤率は他企業にさきがけて機会を企業家的に開発したことに対する報酬を意味する。しかもその高利潤率のゆえに新規参入が発生し、産業の規模が拡大し、経済の発展が可能となるのである。上述の第1・第2のいずれのケースも、これを集中・独占による資源のミス・アロケーションとして非難するのは見当りがいであろう。

次に政府によって妨害されない市場での競争の制限とは何であろうか。産業組織論や独占禁止政策論では、高い市場占拠率を有する寡占的人企業（いわゆる独占企業）が掠奪的慣行（predatory practices）を通じて、ライバルを排除し、競争を実質的に制限し、消費者を収奪するといったシナリオを語るのが常であるが、上述した新オーストリア学派の競争観・独占観によるならば、ライバルを排除しようと試みる過程は、本質的に競争的であることが理解できよう。競争者を有効に排除するには、法律の力や暴力の使用を前提しないかぎり、結局企業が自らの生産性を向上して効率を高め、最終価格を引下げ、潜在的買手に魅力的な製品やサービスを提供する等の努力をせねばならないが、これこそまさに競争なのであって、消費者にとって望ましいものである。その過程は決して抑制されるべきものではない。

このように考察を進めてくると、主流派経済学や産業組織論ないし独占禁止法という独占または独占すること（to monopolizing）とは、きわめてミス・リーディングな用語であることに気づくであろう。ミス・リーディングというのは、第1に、市場の独占は不可能であり、第2に、独占しようとすることは本質的に消費者の利益に副い、市場経済の発展にとって望ましいと考えられるからである。どのような企業でも法律的障壁のない場合は、市場へ参入することを妨げられているわけではない。企業が可能なのは、他企業に先がけて消費者の嗜好に最も適切にこたえる方法を独占的に知ることであろう。しかし他企業

よりも消費者に対して効率的にサービスする方法を正確に知っているいかなる企業に対しても、市場は常に解放されているわけであるから、この意味での独占は企業間の競争を妨げるものでも、消費者の自由な選択を妨害するものでもありえない。しかも、消費者の嗜好に最もよくこたえうる方法を独占的に知るという意味での独占ですら、消費者の嗜好が変化すれば、おのずからその力を喪失することになるのであるから、決して永続的なものではありえない¹⁹⁾。

最後に、非法律的障壁、すなわち産業組織論でいう参入障壁の意義について簡潔に論及しておきたい。ペイン流の参入障壁論は要するに、既存企業が規模の経済性を享受できる最適規模企業として存立していたり、参入を企図する企業の容易に入手できないような生産要素や技術を所有していたり、或は潜在的参入者に容易に追隨を許さないような製品差別化に成功していたりすることによって発生する潜在的参入者に対する既存企業の費用上の優位性を強調する議論である²⁰⁾。

この場合、既存企業の潜在的参入企業に対する優位性が大であればあるほど、参入障壁は高くなるから、既存企業は参入の脅威という競争圧力をまぬがれ、その参入障壁の高さに応じて価格を最低平均費用をこえて設定することができ、ここに独占（寡占）価格による資源のミス・アロケーションが発生するというのである。

しかし、このような議論は事柄の本質を歪曲し、事象を完全に後向きにとらえているといわざるをえない。たとえば、既存企業による製品差別化の成功が参入障壁となるという議論の本質を考えてみよう。この場合、潜在的な競争者がそのような産業への参入を困難とみたのは、消費者が既存企業の製品差別化を受入れているという事実を知ったからであり、さらにその潜在的参入者が、既存企業以上に消費者の嗜好に適合する製品を供給することが困難と判断したからである。このように商業的に成功している製品差別化を、参入障壁を高め、

19) Cf. Armentano (1982), *op. cit.*, p. 43.

20) 詳細については拙稿、前出「彦根論叢」第219号を参照されたい。

競争を制限し資源のミス・アロケーションをひき起すとして非難することは、消費者が選好し支持した資源配分そのものを非難することであって、そのような議論に賛成できないのは当然である。

最適規模企業ないし大規模の経済性の議論を参入障壁に結びつける場合にも、同様の非合理性をまぬがれ難い。たしかに、既存企業が最適規模に達し、平均費用の可能なかぎりでの節減に成功しているという事実は、市場の規模を所与とすれば、より小規模の、それゆえにより平均費用の高い企業が市場へ参入することを困難にするに相違ない。規模の経済性が参入障壁の形成要因として説明されるのは正当である。ただ問題はその評価にある。相対的に非効率な企業が、より効率的な企業との競争に成功する見込みがないと判断するのは当然であって、このことのゆえに参入障壁が形成されることになるのを、競争が制限ないし排除されると判断し、われわれはこれを遺憾とせねばならないというのであろうか。大規模の経済性を享受する効率の企業によって脅やかされるのは、完全競争という不思議な国のビジョンであって、自由市場における効率などではありえないことは明白である。

IV

新オーストリア学派の見解では、繰りかえし述べるように、主流派経済学の価格理論・産業組織論・独占禁止法等で規定されている独占なるものは、ミス・リーディングな概念であって問題にならない。唯一の意味のある独占の定義は、政府からの特権の供与によって、ある分野への参入が禁止ないし制限されている状態（法律的障壁）を指すことになる。このような新オーストリア学派の主張する独占が、歴史上、いわゆる初期独占にその典型を見出すことができることはいうまでもない。事実、オ・ドリスコールも、この独占の定義が、イギリスのコモン・ローの独占観と一致し、16～17世紀のイングランドにおいて、商業と外国貿易の独占、営業の自由をめぐる展開された王権と自由主義者たちの歴史的闘争に由来する由緒ある定義であることを認めている²¹⁾。

しかしこのような独占の定義の現実における対応物は、決して過去に遡らなければ発見できないものではない。現代資本主義においても、特許制度・免許制度、各種の営業や事業活動に対する広汎で複雑な許認可制度、関税や輸出入に対する規制等を通じる法律的障壁が、網の目のごとく市場に張りめぐらされていることは周知の通りである。独占禁止法もまたその法律的障壁の一環をなすものといつてよい。

しかも注意すべきは、企業はそうした法律的障壁を必ずしも忌避するものではないということである。むしろ企業は場合によっては積極的にその強化・拡充を要求し、政治や官僚機構と癒着しつつそれを利用して利潤を追求するのに余念がないように思われる。そして、そこに発生する非効率と不正・腐敗が体制そのものを腐蝕しつつあるように思われるのである。この事態を国家独占資本主義と呼ぶか、レント・シーキング (rent-seeking)²¹⁾ 社会と呼ぶかは論者の趣味の問題にすぎない。その本質は新オーストリア学派のいう独占と何ら異るところがない。巨大規模企業や高度に集中された市場構造等、アルメンターノのいう非法律的障壁をもつ産業・企業を独占として批判・攻撃することは、藁人形を敵と誤認して攻撃するにも似た愚行といわねばならず、新オーストリア学派的な独占の現代的な形態こそ、正にメスを入れるべき現代独占研究の対象であろうと思われる。ただこの問題をここでこれ以上掘り下げるのは、そのところではない。最初の予定にしたがって、ここでは問題を独占禁止法に限定して考察を続けたい。

独占禁止法はすでに指摘したように、市場経済に対する政府の恣意的な介入であって、その効果は、おそらくロスバードの指摘するごとく²²⁾、独占の禁止

21) Cf., O'Driscoll, Jr., *Monopoly in Theory and Practice*, in Kirzner (ed.), *Method, Process, and Austrian Economics*, 1982, pp. 191-193.

22) Pasour, Jr. によれば、レント・シーキングは「政治活動を通じて所得機会を創出しようとする個人あるいはグループによる企図」と規定される。Cf., Kirzner (ed.), *ibid.*, p. 219. なお、レント・シーキングそのものの詳細については、次の書物を参照されたい。J. M. Buchanan et al., *Toward a Theory of the Rent-Seeking Society*, 1980.

23) Rothbard は、「効果的競争に対する最も重要な政府のチェックの一つ、それゆえ政府による準独占の供与が反トラスト法である」という。Cf., Rothbard (1970), *op. cit.*, p. 59.

ではなく、競争の恣意的制限による独占の助長であろう。問題は、このような独占禁止法が、大多数の先進資本主義国で制定され支持されているかである。このような現実について、新オーストリア学派がどのような説明をなすかは、必ずしも明らかではないが、アルメンターノやシエンフィールドなどの意見を参考にして考えると、以下のような一応の説明が可能のように思われる²⁴⁾。

第1に指摘すべきは、独占禁止法に対する誤った理論的理解が支配的であることである。独占禁止法の経済理論の側からする正当化に役立っているのは、産業組織論であり、さらにその基礎をなすのは主流派経済学の競争理論であるが、それらが想定する競争と独占の概念が誤っていることは既に述べた通りである。ところが現実には、そのような誤りが未だ一般に理解されていないために、独占禁止法は正統派経済学からお墨付きを与えられた法律であるかのように考えられている。そこで人びとは、この法律の理論的性格を深く究明しようとはせず、その公表された目的（たとえば日本の独占禁止法では、「公正かつ自由な競争を促進し、……国民経済の民主的で健全な発達を促進することを目的とする」と規定されている）に対する印象的な理解によって、これを支持する傾向があるように思われるのである。

第2は、いわゆる独占禁止法（反トラスト法）神話の影響である。第2次大戦後制定された各国の独占禁止法の母法をなすのは、アメリカの反トラスト諸法（シャーマン法、クレイトン法、連邦取引委員会法、及びその補完法）であるが、ヨーロッパ人や日本人の間には、アメリカの反トラスト諸法に対する誤解にもとづく過大評価がみられる。たとえば、アメリカ資本主義の興隆期における「強盗貴族」（robber baron）の悪業を、賢明な政府が規制し、アメリカの自由企業の伝統を守るべく、シャーマン法（1890年）を制定したのであり、事実、同法は長い歴史を通じアメリカ経済の活力の源泉となった、といった評価がこれである。しかしアメリカ経済の活力はシャーマン法制定以前に最も旺盛であり、その活力の担い手が後にシャーマン法によって制裁を受けた事実を

24) Cf., Armentano (1982), *op. cit.*; Shenfield (1983), *op. cit.*

シェンフィールドは指摘し、上記のような評価を反トラスト法神話と称している²⁵⁾。

因みに、わが国の独占禁止法についても、すでに神話が形成されているように思われる。たとえば、第2次大戦後のわが国の経済発展、とりわけ高い経済成長率を説明する場合、それを可能にした制度的背景として、昭和22年に制定された独占禁止法の存在を指摘する論者が少なくない。しかし、わが国経済の高度成長期には、独占禁止法の緩和的改正が行われたことから推察できるように、この時期が本法の適用についても最も緩やかであったことは周知の事実である。ともあれ、この種の神話が独占禁止法支持の世論形成に無視することができない力を発揮するのは、洋の東西を問わない。

第3は、独占禁止法の定着によって、利益を受ける集団が出現しそれらが独占禁止法の強力な支持勢力を形成するにいたるという事実である。すでに指摘したように、独占禁止法は競争の維持ではなく、その妨害によって競争者を保護するという役割を果たすものと考えられる。したがって、本法によって保護を受ける非能率的な競争者、すなわち企業家精神に乏しい企業関係者が、本法を支持するにいたることは自然の成りゆきである。さらに独占禁止法（反トラスト法）の長い歴史をもつアメリカでは、反トラスト法関係の官僚・弁護士・エコノミスト等の層が厚く、彼らが自己の職業上の利害から反トラスト法の支持者となることもまた無理からぬことであろう²⁶⁾。

さて、以上に指摘した三つの要因は、単独に作用するのではなく、相乗効果をもつものと想像される。そしてこのことによって、自発的秩序としての市場経済にとって、本来有害無益であるはずの独占禁止法が命脈を保っているもの

25) Cf., Shenfield, *ibid.* なお、アメリカの反トラスト神話、すなわち反トラスト法がアメリカ経済に競争の活力を与えたとする評価は、わが国の学界にも広く深く浸透し、一種の通念となっているように思われる。その代表的な業績の一つとして、阿部源一「経済政策の思想的背景」（昭和50年）第2章をあげることができよう。

26) たとえば G. J. Stigler は、アメリカの反トラスト政策の結果として、少数のエコノミストだけで年間4,500万ドルを主として私的な当事者から受取っていると推定している。Cf., Stigler, *The Pleasures and Pains of Modern Capitalism*, IEA, 1982, p. 8.

と考えられるのである。真に独占的弊害を除去しようとするのであれば、独占禁止法を厳格に実施するのではなく、むしろ独占禁止法を含む政府の市場経済への介入を廃止すべきであるというのが、新オーストリア学派の主張であるが、この主張を実現するのは、以上に述べた独占禁止法をめぐる状況を考慮しただけでも、容易ではないと思われる。

(1985年8月10日稿)